

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和8年4月23日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2500096号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2600001号

## 第1 結論

平成6年9月21日から平成9年9月1日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年9月21日から平成9年9月1日まで

私は、平成6年9月以降、国民年金及び国民健康保険に未加入だったが、平成8年6月又は同年7月頃、A市民センターで国民健康保険の加入手続を行った際に、未加入期間に係る国民健康保険料の納付とともに、国民年金の加入及び未加入期間に係る国民年金保険料の納付について案内されたので、国民年金の加入手続を行い、月払いで国民年金保険料を納付していた。しかしながら、平成9年の終わり頃又は平成10年頃に、B市から、国民年金の記録ができていなくて申し訳ないとの電話連絡があり、私は、訂正してくださいと言ったが、請求期間について、国民年金に未加入の期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成8年6月又は同年7月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を月払いで納付していた旨主張している。

しかしながら、基礎年金番号が導入された平成9年1月1日より前に、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されていたところ、社会保険オンラインシステムによる氏名検索の結果、請求者に記号番号が払い出された形跡はない。

また、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、請求者の厚生年金保険被保険者記号番号に基づいて平成9年9月19日に付番されているところ、当該基礎年金番号により、初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは令和4年12月29日であることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料の納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者が請求期間当時住民登録をしていたB市は、請求者に係る国民年金の被保険者記録はない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。